

企業を取り巻く情報セキュリティ

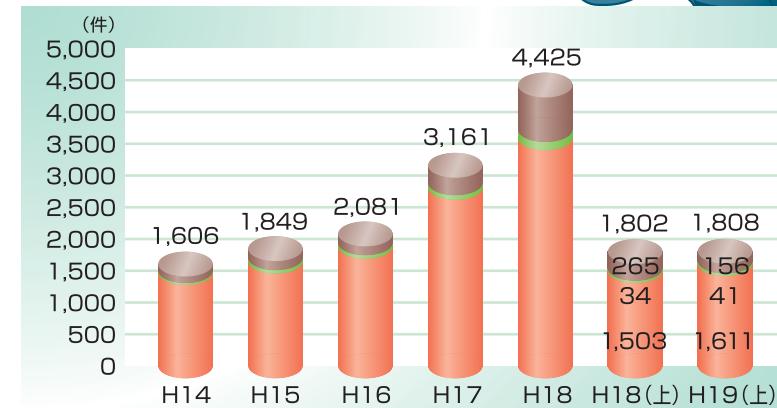
近年、インターネットは企業や家庭で多くの人に利用されています。しかし、その陰でサイバー犯罪の脅威はますます増大しています。



サイバー犯罪の検挙件数の推移

平成19年上半年のサイバー犯罪（情報技術を利用する犯罪）の検挙件数は1,808件で前年同期（1,802件）とほぼ同数。

- 不正アクセス禁止法違反
- コンピュータ・電磁的記録対象犯罪
- ネットワーク利用犯罪



検挙事例

[私電磁的記録不正作成]

被疑者（学生・男・15歳）は、前後8回にわたり、自宅のパソコンを操作し、電気通信回線を介して食品会社の販売情報等を管理するサーバに接続し、同社の商品を購入する旨の虚偽の情報（商品名、数量、氏名、住所、電話番号等）を同サーバの磁気ディスクに記憶・蓄積させ、もって、権利、義務に関する電磁的記録を不正に作成するとともに、同社の事務処理の用に供した。（平成18年11月・警視庁）

[不正アクセス禁止法違反・詐欺事件]

被疑者（無職・男・23歳）は、元勤務先のインターネット・オークション会社に在職中に知り得た顧客識別符号を入力してインターネットカフェから不正アクセス行為を行い、同社オークションにおいて商品を売ると偽り多数の落札者から代金を騙し取った。（平成19年1月・岐阜）

[電子計算機損壊等業務妨害事件]

被疑者（中国人・男・23歳）は、自宅に設置したプロキシサーバを利用して、日本国外からの接続が禁止されているオンラインゲーム会社のサーバコンピュータに対し、中国国内の多数のゲームユーザからの通信を接続させ、当該コンピュータに過度の負担を与えて電子計算機の電源を切断させ、同社の業務を妨害した。（平成19年1月・熊本）

[不正アクセス禁止法違反事件]

被疑者（会社員・男・31歳）は、インターネット証券会社の他人の証券情報を見るため、総当たりによりID・パスワードを検索するプログラムを自作し、使用して利用権者の識別符号を入手し、同会社のコンピュータに不正アクセス行為を行った。（平成19年3月・警視庁）

サイバー犯罪による被害の影響は大きい

企業のネットワークやサーバの管理の甘さがサイバー犯罪の被害を受ける原因になることがあります。ひとたび、企業の管理不備により顧客に被害が及ぶれば、企業の社会的信用が失われ、大きな損失を被ることになります。



販売自粛、信頼低下による顧客離れ・売り上げの減少
企業の競争力・ブランド力の低下
謝罪など対策のための多額の支出

ファイル共有ソフトに注意!!

ファイル共有ソフトとは、パソコンなどに保存したファイルを多数のユーザ間で共有することを目的としたソフトウェア（Winny、Shareなど）です。設定等を適切に実行しなかったり、ウイルスに感染したりすると、パソコン内のすべてのファイルを不特定多数の者に公開してしまう恐れがあります。ファイルの内容に個人情報や機密情報が含まれている場合、重大な情報漏えい問題につながる恐れがあり、実際に大きな社会問題となっています。その利用には、十分注意してください。

事例

Winnyによる情報漏えい
銀行員が自宅で使用している個人用パソコンがウイルスに感染し、同行の顧客情報約13,000件がWinnyを通じてネットワーク上に流出した。

情報セキュリティ対策に対する取組みの重要性

このほか、昨今、企業から個人情報等の重要な情報が漏えいする事件が発生しており、企業の情報セキュリティ対策に対し、顧客や取引先のみならず一般社会の目も厳しくなっています。サイバー犯罪の被害に遭わないよう、また、サイバー犯罪に加担することができないように、情報セキュリティ対策を実施・継続することが必要です。

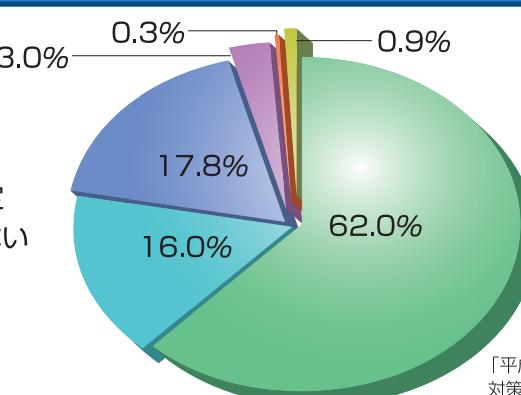
企業のシステムが犯罪に利用されることも

サイバー犯罪の被害を受けるのみならず、企業のネットワークやサーバが悪意を持つ第三者により利用され、企業がサイバー犯罪に加担してしまうおそれもあります。



セキュリティポリシーの策定状況

- 策定してある
- 現在策定を進めている
- 策定はしていないが、今後策定する予定
- 策定しておらず、今後も策定の予定はない
- 必要ない
- 無回答



「平成18年度 不正アクセス行為対策等の実態調査（警察庁）」

1年間に発生した情報セキュリティに関する被害状況

